

【支援の一例】

住居確保給付金

賃貸住宅にお住まいの方で、離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額が亀岡市から支給されます。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

家計改善支援事業

ファイナンシャルプランナーとの面談を通じて家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握します。相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

就労支援・就労準備支援事業

就労に関する助言や支援を行います。

就労準備支援事業では、「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、一般就労の準備として、基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

電話・メールにてお問い合わせください

《電話》

0771-56-8039

《メール》

kameoka-center@com-sagano.com



《開所時間》

月曜日～金曜日

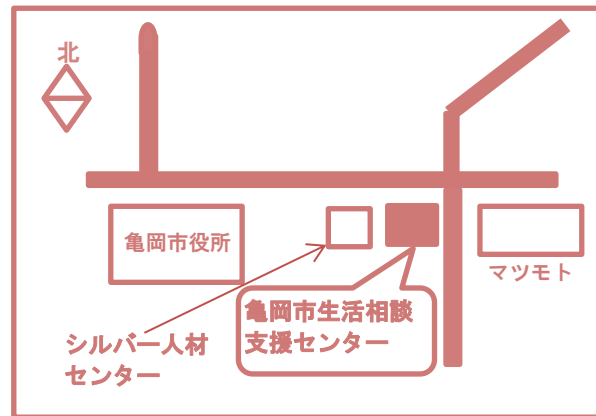
午前 9:00～午後 5:00

(土日祝、年末年始は休み)



《住所》

亀岡市安町釜ヶ前 23-5
アザレアマンション 1階



※お車でお越しの方は市役所の駐車場をご利用ください

この事業は亀岡市から委託を受け社会福祉法人
全国手話研修センターが実施しています。

自立相談支援 事業のご案内



社会福祉法人 全国手話研修センター

亀岡市生活相談支援センター

よくある質問

Q: 誰が利用できる？

A: 亀岡市内に在住し、生活保護に至る前の生活困窮者で、本事業による支援が必要である方です。

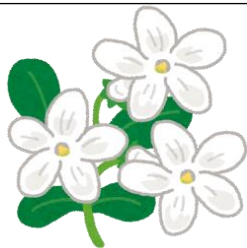
Q: 利用にお金はかかる？

A: 利用は無料です。

Q: どんな相談ができる？

A: 毎日の生活で不安や心配なこと、経済的なこと将来のことなど…何でもご相談ください。

- *収入がなく、生活ができない
- *親の介護のために仕事を辞めたが生活を維持できるか不安
- *引きこもりの子どもの将来が心配
- *病気になってこれからの治療や生活が不安



お気軽に
お問い合わせ
ください！！

相談支援の流れ



① 受付

相談支援員が相談を受けます。
来所できない方には相談支援員が家庭訪問します。



② 支援計画

相談支援員がご本人とご家族からの聞き取りを行い、ご本人と一緒に課題等を整理して支援計画(プラン)(案)を作成します。

③ 調整会議

市の関係機関等が集まり、プラン(案)を作成します。

④ 支援決定

調整会議で作成したプラン(案)を亀岡市が最終的に確認し、支援決定を行います。

⑤ 実施

プランに基づき、支援サービスが実施されます。

⑥ 終了

支援サービスの経過や効果を確認し、支援サービスを終了します。終了後も必要な方については継続してフォローします。



秘密・個人情報は厳守します